

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。） が充てられる社会保障施策に要する経費（平成28年度当初予算）

- 消費税率引上げ分の税収については、その使途を明確にし、全て社会保障財源化することとされています。
- その主旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税の社会保障施策への充当状況について明示するものです。

引上げ分の 地方消費税収 及び 社会保障施策 に要する経費

(歳入) 引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分の市町村交付金を除く。)	19,301 百万円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	134,500百万円

- 社会福祉：全体事業費 35,909百万円のうち10,337百万円に充当

【事業の概要と主な事業】

主に生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な支援等を行い、生存権を確保する施策です。

- ・生活保護扶助費 3,899百万円（うち170百万円に充当）
- ・施設型給付費負担金 4,176百万円（うち4,175百万円に充当）

- 社会保険：全体事業費 77,809百万円のうち2,955百万円に充当

【事業の概要と主な事業】

国民健康保険、介護保険及び年金などの保険の方法によって社会保障を行う施策です。

- ・介護保険制度運営事業 24,400百万円（うち539百万円に充当）
- ・国民健康保険財政健全化対策事業 22,200百万円（うち868百万円に充当）

- 保健衛生：全体事業費 20,782百万円のうち6,009百万円に充当

【事業の概要と主な事業】

医療に係る施策や感染症等の予防対策など健康を保つための施策です。

- ・肝炎治療特別促進事業 430百万円（うち38百万円に充当）
- ・不妊治療医療費助成事業費 209百万円（うち18百万円に充当）

引上げ分の 地方消費税収 の 使 途